



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名	東ソー株式会社		
代表者名	代表取締役社長	宇田川 憲一	
	(コード番号 4042	東証第 1 部)	
問合せ先	総務部長	重岡 美幸	
	(TEL : 03-5427-5101)		

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の廃止について

当社は、平成18年2月28日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「当方針」といいます。)を決議し、平成18年6月29日開催の第107回定時株主総会において、株主の皆様から当方針をご承認いただき、以後の定時株主総会における取締役選任議案をご承認いただくことにより、当方針を継続してまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、当方針を本日付けで廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいいます。)に照らして、不適切な者が当社の財務および事業の方針の決定を支配することを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ)として、平成 18 年 2 月 28 日の当社取締役会において、当方針を決議し、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 107 回定時株主総会以来、当方針を継続してまいりました。

しかしこの度、当方針について改めて検討を重ねた結果、当方針の決議時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上をさらに進めていくうえで、当方針を継続することの意義が、相対的に低下してきていると判断し、本日開催の当社取締役会において、当方針を本日付けで廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、当方針の廃止後も、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上